

人権・男女平等参画担当

## (仮称) 港区犯罪被害者等支援条例の制定に向けた検討について

(仮称) 港区犯罪被害者等支援条例について、以下のとおり検討を進めます。

### 1 背景、経緯

犯罪等により被害を受けた方及びその家族又は遺族（以下「犯罪被害者等」といいます。）は、生命や財産を奪われる、家族を失う、傷害を負わされるといった直接的な被害にとどまらず、犯罪の被害によるP T S Dなどの精神的後遺症に悩まされ、更には治療費の負担等の経済的な被害や、周囲の無理解や配慮に欠けた言動、インターネット上での誹謗中傷等による二次被害にも苦しめられることがあります、日常生活が困難になるケースが少なくありません。

現在、区では、人権・男女平等参画担当が、犯罪被害者等支援における総合的対応窓口を担い、東京都等の支援事業に適切に繋げる支援、区内の警察署と連携した啓発、港区立男女平等参画センターのリーブラ相談室等における相談対応を実施しています。

今後、区内に最も身近な基礎自治体として、犯罪被害者等の日常生活における困難を軽減するための区独自の支援策を充実させるとともに、犯罪被害者等がおかれる状況への理解や二次被害の防止について、区内や事業者、学校、関係団体等とともに地域全体で取り組むことで、万が一犯罪被害に遭っても不安なく周囲のサポートを受けながら港区で暮らし続けることができるよう、（仮称）港区犯罪被害者等支援条例（以下「条例」といいます。）の制定に向けて検討を進めます。

### 2 検討委員会の設置

（仮称）港区犯罪被害者等支援条例在り方等検討委員会（以下「検討委員会」といいます。）を設置し、条例の目的や基本理念をはじめ、条例に盛り込むべき事項や必要とされる支援について検討します。

検討委員会は、学識経験者（大学教授、弁護士）、支援機関（警視庁、東京都、公益社団法人被害者支援都民センター）の職員、犯罪被害者等の当事者、港区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、区職員で構成します。また、検討委員会の下に、区職員で構成する作業部会を設置し、検討委員会で挙げられた課題を踏まえ、具体的な支援策を検討します。

### 3 今後のスケジュール（予定）

- 令和8年 2月～ 検討委員会による検討  
9月 総務常任委員会  
(条例の制定に向けた基本的な考え方報告)  
10月 パブリック・コメント及び説明会  
11月 総務常任委員会（パブリック・コメントの結果報告）  
令和9年 2月 令和9年第1回港区議会定例会（新規条例）